

令和 5 年 2 月 2 4 日

太宰府市教育委員会
教育長 井 上 和 信 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 4 年 12 月 28 日付 4 太教学第 2891 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 11 月 11 日付 4 太教学第 2470 号で行った情報非公開決定（以下「本件処分」という。）の判断は妥当ではない。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求（令和 4 年 10 月 28 日付）に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

（2）審査請求の経過

① 情報公開請求

審査請求人は、令和 4 年 10 月 28 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条に基づき、「令和 4 年 6 月太宰府市議会予算特別委員会会議録 14P 学校教育課長の発言の中にある中学校の配膳室改良工事費 8,470 万円、消耗品購入費 2,375 万円、備品購入費 1,155 万円の積算がわかる書類」（以下「本件情報」という。）の公開請求をした。

② 非公開決定

実施機関は、「公開請求に係る情報の内容は、市が行う入札等の事務事業に関する情報であって、公開することによって当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれがあるため。」を理由に情報公開条例第 10 条第 5 号に該当するとし、本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 12 月 14 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和5年1月13日付の反論書及び同年2月1日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

配膳室改良工事費(以下「工事費」という。)と消耗品購入費及び備品購入費(以下「物品費」という。)は、予算積算方法等が違うので、別々に反論する。

(1) 工事費

① 情報公開条例第10条第4号の該当性について

情報公開を求めているのはすでに予算が令和4年6月議会で議決された工事費予算の積算であり、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体との間における審議、協議、検討、調査試験研究等の意思形成過程に関する情報ではない。このため、条例第10条第4号には該当しないので、工事費の積算が分かる書類を情報公開されたい。

② 情報公開条例第10条第5号の該当性について

工事費は、予算要求時点で配膳室改良工事の設計は未着手であり、入札に必要な正確な工事費の積算は不可能な状態にあり、不確実な想定のもと予算を措置したに過ぎない。

実際の入札は、現在行われている配膳室改良工事の設計をもとに行われるので、情報公開を求めている工事費予算の積算資料を公開しても市が行う将来の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じる恐れはない。このため、情報公開条例第10条第5号には該当しないので、工事費の積算が分かる書類を情報公開されたい。

(2) 物品費

① 情報公開条例第10条第3号の該当性について

見積もりを提出した業者に関する情報が物品費の積算書類の中にあるとしても、黒塗りして見えなくすれば、法人その他の団体に関する情報又事業を営む個人の当該情報はわからなくなるので、当該法人又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められることはない。このため、条例第10条第3号に該当しないので、物品費の積算が分かる書類を情報公開されたい。

ただし、見積もりを提出した業者に関する情報が物品費の積算書類の中にある場合は、その部分を黒塗りしてその他の情報を情報公開されたい。また、予算の積算単価を入札の積算単価として使用する場合及び使用し得る可能性が高い場合は、予算の積算単価の情報公開は難しいと考えるので、その場合は、「単価」と「単価」×「個数」で算出される「金額」を黒塗りしてその他の情報を情報公開されたい。

② 情報公開条例第10条第4号の該当性について

情報公開を求めているのはすでに予算が令和4年6月議会で議決された物品費予算の積算であり、市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体との間における審議、協議、検討、調査試験研究等の意思形成過程に関する情報ではない。このため、情報公開条例第10条

第4号には該当しないので、物品費の積算が分かる書類を情報公開されたい。

③ 情報公開条例第10条第5号の該当性について

通常、物品費の積算については、正価に歩掛して出す方法と複数の業者から参考見積を徴取してそれをもとに積算する方法の二通りがあるが、どちらにしても基本となる見積書の項目は「品名」、「仕様(品番)」、「単価」、「個数」、「金額」である。入札時に作成し参加業者に配布する仕様書には、入札金額積算のために必要な「品名」、「仕様(品番)」、「個数」は必ず記入されている。これらの情報は、情報公開条例第10条第5号に該当しないので情報公開されたい。

以上から、本件処分は、情報を公開しない理由がないので、本件処分の取り消しを求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和4年12月28日付の弁明書及び令和5年2月1日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

本件情報は、令和4年6月定例議会へ提案した債務負担行為補正追加の中学校給食関係費の積算資料で、同議会最終日に承認を受け、債務負担行為予算として成立した。

予算は執行するための根拠であり、また本件請求全文書が根拠となっているのは、予算の中でも将来の執行のために用途を明確にした債務負担行為として予算化したものである。具体的に、中学校の配膳室改良工事費と明らかに説明していることから、「この補正予算積算資料は、市が行う入札等の事務事業に関する情報ではない。」という審査請求人の主張は当てはまらない。

(1) 物品費の情報公開条例第10条第3号該当性について

物品費に係る積算資料としての見積書は、本市に提出された当初から、見積書提出業者(以下「当該業者」という。)にとっては公開されることを想定したものではありません。太宰府市役所と宛先を明記していることから、本市の依頼に対して十分な信頼関係の下、金額等その他内容を精査、検討のうえ提出されたものと解釈する。

中学校給食実施のための消耗品、備品等の購入については、特定の者にとって専属的な取り扱い物品を指定しているわけではないため、購入は入札等によって決定することになる。見積書は、当該業者が自社のノウハウや企業努力を基に価格を算出したものであり、これが公開された場合、当該入札に当該業者が参加することを約束するものではないが、仮に当該業者が参加することになる場合には、その考えや情報等は入札前から他社に知られることになり、入札時には当該業者は不利な立場に置かれ、公平性を欠いた入札になることが予想される。このような事態になる原因は、提出した見積書が公開されることであり、遡れば当該業者は見積書提出の協力依頼に応じたことが理由になる。このような事態を招くと、市は公平な入札を行うことができず、一方当該業者は同業他社との競争上の地位を害されたことで本市に対しての信頼を損ない、今後見積書等の提出依頼等を拒否するようになること

も想像に易く、ひいては本市の予算編成においても問題を生じることになる。

あるいは、この見積書から提出した業者を特定し得る住所や事業所名等を伏せて一部公開とする処分も検討は行ったところである。しかしながら、この処分においても、当該業者以外の他社は公開される部分の情報を知ること、少なくともこの他社は自社ではない見積書の情報を得ることになり、入札参加時点で保有する情報量の観点から参加者間での有利不利の差が生じることが明白であることから、当該業者も含めた全入札参加事業者にとって公平な入札が阻害されることには変わりはないことになる。

これらのことから、物品費に係る積算資料としての見積書は、公開することにより、この情報を根拠にした予算及びその予算をもとに行われる入札という、本市の行う事務事業の目的を達成できなくするおそれ及び当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められ、また当該法人等の競争上の地位を明らかに害することが認められることから、情報公開条例第 10 条第 3 号に該当する。

(2) 情報公開条例第 10 条第 4 号該当性について

本件情報は債務負担行為補正追加のための積算資料であり、予算の成立を主たる目的とすることは間違いない。しかしながら、債務負担行為補正追加の内容説明にあって、工事費については中学校完全給食に係る「配膳室改良工事費」と用途を明言しているとおり、成立した予算は配膳室改良のための工事に限って執行されるものである。つまり、予算が成立した時点では、予算調整・予算成立・仕様決定・入札・契約・完了という一連の意思形成は完了していないことになり、予算調整のための積算資料である本件情報は未だ意思形成過程にある未成熟な情報の 1 つと位置付けることに無理はない。

なお、本件処分時点で入札に係る仕様等は決まっておらず、設計業務もまだ完了していない。今後設計業務が完了したのち、工事発注に向けた工程の中で決まっていく見込みである。工事費の積算がわかる書類に示す積算の方法はあくまで予算調製のための資料に過ぎないわけだが、成立した予算の目的である工事費の積算が示されている。仮に工事費の積算がわかる書類が公開されることになれば、工事の発注はもちろん、設計業務も未だ途中の段階にも関わらず、しかし入札に関する行政情報として未成熟で未確定な情報でありながら、今後の入札の予定情報として誤認されることにより、市民や関係者等に対して無用の誤解や憶測から混乱を与え、将来のこの予算の目的である工事の発注及び入札の公正かつ適切な執行、ひいては中学校完全給食事業の進捗等にも著しい支障を生じるおそれがある。

また、物品費についても処分時点で入札が執行されていないため、状況は類似する。積算資料としての見積書は、予算調整当時におよそ必要になると見込まれる物品と数量を算出し、関係業者に提出協力を依頼し得たものだが、そもそも中学校完全給食事業は予算調整当時、実施方針を決定し、目標とする実施時期を決めた程度のところであり、業務委託契約相手はもちろん、業務の委託範囲や内容、詳細な実施時期等、事業全体の大半が未定事項である時期であった。この後、本件処分時点

までの間に食器類等については契約までを完了したところではあるが、それ以外の物品については発注もまだ行われていないところである。そのような状況のため、物品費についても入札に関する行政情報として未成熟で未確定な情報でありながら、これが公開されることになれば、事業全体の中で数ある未定事項の中、見積書に示される物品名や数量は、さも確定的に予定されている入札情報として誤認されることになり、市民や関係者等に対して無用の誤解や憶測から混乱を与え、あるいは外部からの不当な圧力や干渉を受けることが予想され、将来のこの予算の目的である物品の発注及び入札の公正かつ適切な執行、ひいては中学校完全給食事業の進捗等にも著しい支障を生じるおそれがあると言える。

これらのことから、本件情報は、予算調整のための積算資料であり、それに留まらず一連の意思形成過程にある未成熟な情報に過ぎないが、公開することにより市民や関係者等に対して無用の誤解や憶測から混乱を与えることや事業の公正かつ適切な執行や事業全体の進捗に著しい支障を生じるおそれを認められるため、情報公開条例第 10 条第 4 号に該当する。

(3) 情報公開条例第 10 条第 5 号該当性について

本件処分時点においては、工事の発注及び入札は行われておらず、物品購入の一部（食器類等）は入札及び契約が完了しているが、購入事務のすべてが完了しているものではない。つまり、債務負担行為における予算枠と消耗品に関する一部の契約情報以外は公開されていない情報である。工事及び物品購入の発注、入札の態様も今後決定するものではあるが、本件情報が公開されることになれば、予算における積算内訳が知らされることになり、これはつまり入札における予定価格等の類推を容易にすることに繋がる。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」とする。）において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に規定する地方公共団体の長は、適正化指針に従い公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとされている。特に適正化指針の 28 頁には、「予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないこととする。」「地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。」「入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。」といった内容が示されている。何も公共工事等に限られることなく、すべての入札に対し、予定価格が事前に公開されることは、応札価格

がこの価格付近に誘導される形が生じ、技術力、経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くどころか、談合等の不正入札行為を助長する行為にもなりかねないため、回避しなければならない。

これに対し、本市においては「書面を封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。(太宰府市契約規則第9条第1項)」と定め、「ただし、市長が特に認めた場合は、予定価格を入札前に公表することができる。」(同規則第9条第1項)としつつも、予定価格は事前公表しないことを基本としている。

このことから、本件情報は、公開されれば、これらを根拠にした予算及びその予算を基に行われる入札という、市が行う将来の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められる情報であるため、情報公開条例第10条第5号に該当する。

5 審査会の判断

本件において、審査請求の対象となっている情報は、「配膳室改良工事費に係る積算資料、及び消耗品購入費、備品購入費に係る積算資料としての見積書」であることを、インカメラ審査も行ったうえで特定した。

次に、実施機関が情報を非公開としたことの妥当性について検討する。

(1) 情報公開条例第10条第3号の該当性について

情報公開条例第10条第3号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの。(後略)」を、公開を要しない情報として挙げている。

インカメラ審査の結果、本件審査請求対象となっている情報のうち工事費に係る積算資料は、実施機関の職員が過去の事例等を参考に積算した資料であることが確認された(「本件見積書①」)。そのため、本件見積書①に記載されている情報は、情報公開条例第10条第3号の挙げる主体に関する情報に該当するとはいえない。

他方、消耗品購入費、備品購入費に係る積算資料は、インカメラ審査の結果、業者からの見積書であることが確認された(「本件見積書②」)。本件見積書②に記載の物品の購入が一部未執行の状況であるとはいえ、そこに記載されている情報は予算の作成における参考として概算を示したものにすぎない。たしかに、見積書を作成・提出した当該の業者としては、自社のノウハウや企業努力を基に算出した金額が公開されることは想定されていなかったと考えられるため、本件見積書②に記載の単価、金額及び企業名等の情報は、情報公開条例第10条第3号に該当すると考えられる。しかし、その余の情報は同号に該当するとはいえない。

(2) 情報公開条例第10条第4号の該当性について

次に、情報公開条例第10条第4号に規定する意思形成過程情報の該当性について検討する。同号は「市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国若しくは他の

地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、協議、検討、調査、試験研究等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、当該又は将来の同種の審議、協議、検討、調査、試験研究等の公正かつ適切な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの」を、開示を要しない情報として挙げている。しかし、本件情報は、入札による行政情報ではなく、令和4年6月議会に既に提案、可決されている予算の積算であり、既に意思形成過程に関するものではなくなっている。それゆえ、本件情報は、それが公開された場合に同号の挙げる「著しい支障」を生じさせるおそれがあるものとはいえず、同号に該当する情報とはいえない。

(3) 情報公開条例第10条第5号の該当性について

情報公開条例第10条第5号は、「市又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、試験、人事、入札、交渉、争訟、許認可その他市又は国等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの」を、公開を要しない情報として挙げている。

本件審査請求対象となっている情報のうち、工事費に係る積算資料(「本件見積書①」: 上記)について、実施機関は、これは「過去の事例等を参考に積算した資料」であって予定価格の類推に繋がるものであり、予定価格は事前公表をしないことを基本としていると述べている。また、実施機関が提出した「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、「(前略) 予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限されて、落札価格が高止まりになる(後略)」とされている。しかし、本件見積書①は入札の実行に向けて作成された資料ではない。そこに記載の情報は、予算の作成上の参考として挙げられているものにすぎず、工事の基礎となる設計にも着手していないという段階におけるものである。今後、同種の工事を行う際には、物価の変動等により費用を都度算出する必要があることを考えても、本件見積書①に記載の情報は情報公開条例第10条第5号該当性は認められない。

また、5(1)後段でも述べたとおり、本件審査請求対象となっている情報のうち、消耗品購入費、備品購入費に係る積算資料は、インカメラ審査の結果、業者からの見積書であることが確認された(「本件見積書②」: 上記)。本件見積書②には、「品名」、「仕様(品番)」、「単価」、「個数」、「金額」が記載されており、そのうち、「単価」と「金額」が公開されると見積もりを行った業者に不利益が生じると思われるため、これらの情報は公開を要しないことについては情報公開条例第10条第3号との関係で述べた通りである(これらが公開されることになれば、積算内訳が明らかになることになり、入札における予定価格の類推を容易にすることに繋がるとも考えられる)。しかし、その余の情報が公開されたとしても、入札における予定価格の類推を容易にするとは考えられない。

そのため、本件見積書②に記載の情報のうち、「単価」、「金額」以外の情報は、情報公開条例第10条第5号に該当する情報とはいえない。

(4) 全部非公開としたことについての実施機関の意見

情報公開条例第11条は、「実施機関は、公開の請求に係る情報に前条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とがあわせて記録されている場合において、これらの部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により公開の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、前条各号に該当する情報に係る部分以外の部分について、当該情報の公開をしなければならない」としている。そこで、本件を非公開とした理由について、実施機関に意見陳述を求めたところ「本件情報は、公開されれば、これらを根拠にした予算及びその予算を基に行われる入札という、市が行う将来の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められる情報である。」と考えたとのことであった。しかし、上で述べたことから明らかなように、本件情報のうち、公開を要しない部分を公開を要する部分から分離することは可能であり、そのように分離したとしても、公開の請求の趣旨は損なわれまいと考えられる。それゆえ、実施機関が全部非公開とした理由に正当性は見受けられない。

(5) まとめ・結論

以上のことから、本件情報を非公開とした実施機関の判断は妥当でなく、情報公開条例10条第3号及び第5号に該当するため、情報一部公開とすることが妥当であると考えられる。

なお、本件情報のうち、一部公開する箇所は、以下のとおりとする。

① 工事費に係る積算資料

② 消耗品購入費、備品購入費に係る積算資料としての見積書のうち

「単価」・「金額」・「企業名」・「企業住所」・「企業電話番号、FAX番号」以外の情報

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和4年2月1日 第1回審査会（審議、口頭意見陳述、審議）

令和4年2月8日 第2回審査会（審議）